

## 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方について

中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方を、下記のとおり取りまとめた。

### 記

#### 1 改正の理由

区では、個人情報に係る区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政を実現するため、平成 2 年に「中野区個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）」を制定し、区民の個人情報の保護を図ってきたところである。

この間、情報処理技術の進歩による個人情報の大量処理や事務の効率化に伴う外部委託の進展等、個人情報を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況の下、平成 25 年 5 月に、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、全国民に個人番号を付し行政手続にこの番号を活用する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定されたことにより、さらに個人情報の広域的な情報連携が進んでいくこととなる。

一方、個人情報保護制度の適正な運用を図るために設置されている個人情報保護審議会からは、重要な案件について十分な審議時間が確保できるよう、審議案件の整理による効率的な運営が求められている。

こうした状況に的確に対応していく必要があることから、個人情報保護条例の一部改正を行うこととし、また、平成 24 年度に一部改正を行った「中野区区政情報の公開に関する条例」（平成 25 年度施行）の規定との整合性を確保することとした。

#### 2 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方

資料のとおり

《改正する項目》

- (1) 「個人情報」の定義の変更
- (2) 職員の意識啓発や指導育成の明確化
- (3) 個人情報保護審議会の所掌事項等の追加
- (4) 外部委託等における個人情報保護審議会の役割
- (5) 外部委託先等への監督義務の明確化
- (6) 電子計算組織への記録における個人情報保護審議会の役割
- (7) 自己情報の開示等請求における法定代理人の追加
- (8) 不開示情報の明確化
- (9) 不開示決定の理由の明記

- (10) 第三者保護の手續の追加
- (11) 個人情報保護審査会への資料提出と資料の取扱い
- (12) 個人情報保護審査会への意見具申機能の付与
- (13) 番号法で定められた規定整備

### 3 今後の予定

- |                |   |
|----------------|---|
| 平成 26 年 7 月中旬～ | ・意見交換会の実施（2回）<br>・議会報告（意見交換会の実施結果及びパブリック・コメントの実施について） |
| 8 月～           | ・パブリック・コメント<br>・議会報告（パブリック・コメントの結果について）               |
| 9 月            | ・第 3 回定例会に議案を提案                                       |

## 中野区個人情報の保護に関する条例の改正の考え方

### 1 「個人情報」の定義の変更

「個人情報」の定義を、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」に対応するよう変更します。

事務の執行に当たり、番号法に的確に対応する必要があるため、「中野区個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）」で用いている「個人情報」の定義を、番号法が引用している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）」の「個人情報」の定義と同様にすることとします。

### 2 職員の意識啓発や指導育成の明確化

個人情報の保護に関する職員への研修は、区の基礎研修として位置づけ、毎年実施しています。番号法施行に当たっては、職員には一層厳格な個人情報の取扱いが求められるため、実施機関は、こうした計画的な研修を含め、日ごろの意識啓発や指導育成に努めるよう、新たに定めることとします。

### 3 個人情報保護審議会の所掌事項等の追加

個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項に、番号法で実施が定められている特定個人情報保護評価の第三者点検を加えます。

番号法では、地方公共団体等が、個人番号を含む情報（以下「特定個人情報」という。）を保有し事務を行うときは、事前に、特定個人情報の保護措置等を適切に講じているかを確認する特定個人情報保護評価を実施することが定められており、その内の一部の事務（30万人以上の特定個人情報を対象とする事務で電子計算組織を用いて処理を行うもの）に関する評価は、第三者の点検を受けることとされています。

この第三者点検を、審議会の所掌事項に加え、情報システムや個人情報保護に識見を有する者による部会を設置し行うこととします。

### 4 外部委託等における個人情報保護審議会の役割

個人情報を含む業務を外部委託や指定管理者制度により行おうとする場合は、審議会に意見を聴くこととされていますが、外部委託等において取り扱う個人情報が、住民基本台帳法で住民票の記載事項として定められている項目（氏名、生年月日、性別、住所等）に限られる場合については、審議会への報告事項に変更します。

行政機関個人情報保護法においては、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとされていますが、外部委託等については特に規定はされていません。個人情報を含む業務については、広く外部委託等の導入が進んでおり、これまでの審議会での審議結果から一定の判断基準が明確になっています。さらに、審議会からも重要な案件について十分審議するため、審議案件の整理について意見をいただいていることから、個人情報を含む業務の外部委託等に当たっては、その個人情報が住民票の記載事項に限られる場合にのみ、審議会の意見を聴くことから、審議会への報告事項に変更することとします。

## 5 外部委託先等への監督義務の明確化

業務の外部委託や指定管理者制度の導入が進んでいることから、外部委託等の受託事業者における個人情報の適正な取扱いが担保されることが一層重要となっています。現行個人情報保護条例施行規則においては受託事業者の個人情報保護を条件としていますが、個人情報保護条例においても、受託事業者への区の監督義務を明確に定めることとします。

## 6 電子計算組織への記録における個人情報保護審議会の役割

電子計算組織に個人情報を記録する場合、審議会に意見を聴くこととされていますが、電子計算組織に記録する個人情報が、住民基本台帳法で住民票の記載事項として定められている項目（氏名、生年月日、性別、住所等）に限られる場合については、審議会への報告事項に変更します。

番号法に関連する事務も含め、区民へのサービス提供などの大量に個人情報を処理する事務は、電子計算組織を用いることが一般的、標準的となっています。また、上記4と同様に、これまでの審議会での審議結果から一定の判断基準が明確になっていること、審議会からも重要な案件について十分審議するため、審議案件の整理について意見をいただいていることから、個人情報を電子計算組織に記録するに当たっては、その個人情報が住民票の記載事項に限られる場合にのみ、審議会の意見を聴くことから、審議会への報告事項に変更することとします。

## 7 自己情報の開示等請求における法定代理人の追加

本人に限定している自己情報の開示等請求を、法定代理人も可能とするよう変更します。

自己情報の開示等の請求は、本人が行うことを原則とし、必要に応じて未成年者または成年被後見人の法定代理人による請求を認めてきました。こうした本人によらない開示等の請求については、行政機関個人情報保護法や番号法でも規定されていることから、

未成年者または成年被後見人の法定代理人からの請求が可能となるよう明記することとします。なお、法定代理人以外の任意代理人からの自己情報の開示等の請求については、法令により特に認められている場合を除き、認められません。

## 8 不開示情報の明確化

「不開示情報」を、より明確に定めることとします。

自己情報の開示決定においては、不開示とできる情報を、法令による定めがある場合や第三者の個人に不利益を及ぼすおそれがある場合などと規定していますが、中野区区政情報の公開に関する条例の非公開情報に準じた明確な定めとすることで、区民にとって分かりやすく、また実施機関が、不開示とすべき情報の決定をより適切に行えるようにします。

### 〈不開示情報の例〉

- ① 開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活、財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、または開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、開示することとされている情報
  - イ 人の生命、健康、生活、財産を保護するため、開示することが公益上必要と認められる情報
  - ウ 公務員等の職務の遂行に関する情報（職、氏名、職務の遂行内容）
- ③ 法人等に関する情報や個人が従事する事業に関する情報で、開示することにより、事業上明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報やこれらに準ずる情報であって開示することが公益上特に必要と認められるものを除く。
  - ア 人の生命、健康、生活、財産を保護するため、開示することが公益上必要と認められる情報
  - イ 違法、不当な事業活動による消費生活上の障害等から区民を保護するため、開示することが公益上必要と認められる情報
- ④ 実施機関の事務に関する次の情報
  - ア 審議や検討、国や他の地方公共団体との協議等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与えあるいは不利益を及ぼすおそれのあるもの

イ 監査、検査、取締り、租税の賦課・徴収、契約、交渉、協議、争訟、調査研究、人事管理等において、事務の性質上、開示することにより、区政の公正・適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

⑤ 開示することにより、犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

⑥ 法令等により開示することができないと規定されている情報

## 9 不開示決定の理由の明記

開示請求を全部不開示あるいは一部不開示とする決定に、具体的な「理由」を付記します。

開示請求を全部不開示あるいは一部不開示とする決定の通知書に付記される「理由」は、具体的に明示しなければならないものとし、決定通知書の理由欄には、不開示情報のいずれの根拠条項に該当するか、または請求された個人情報の不存在や存否応答拒否であることの原因などを付記し、全部不開示・一部不開示とする理由が、より分かりやすくすることとします。

## 10 第三者保護の手続の追加

開示する情報に開示請求者本人以外の第三者（法人等を含む。）の情報が含まれている場合に、事前の意見提出および不服申立ての機会を保障します。

開示する情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書提出と不服申立ての機会を保障する第三者保護の手続が行政機関個人情報保護法に定められており、他の自治体においても導入が進んでいます。

第三者情報については、これまでも第三者への意見照会を必要に応じて行っているところですが、第三者の権利利益を適切に保護するため、個人情報保護条例において保障することとします。

## 11 個人情報保護審査会への資料提出と資料の取扱い

個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が不服申立て審査の際に行う不開示決定された個人情報の検証について、個人情報保護条例上の根拠を明記します。

実施機関が行った不開示決定等に対して、自己情報開示請求者等から不服申立てが出された場合、実施機関は審査会に諮問し、その答申を踏まえ、最終的な決定を行っている

ます。審査会の審査では、不服申立てに関する資料を実際に検証し、不開示決定等が適切かどうかを判断します。こうした審査は、審査会が適切に意見を取りまとめる上で必要不可欠であり、当該不服申立てに関する資料を審査会に提出することを実施機関の義務として規定することとします。また、審査会に提出された不服申立てに関する資料については、何人も審査会に対し開示の請求はできないことを確認します。

## 12 個人情報保護審査会への意見具申機能の付与

審査会の不服申立てについての審査が、審査対象案件にとどまらず個人情報の保護に、より活かせるよう、審査会に、区長へ意見を述べる機能を付与することとします。

## 13 番号法で定められた規定整備

番号法第 31 条では、地方公共団体に対し、保有する特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう定めていることから、個人情報保護条例において該当する規定の改正等を行います。

《番号法により個人情報保護条例の改正が必要となる主な項目》

### ① 特定個人情報の目的外利用の制限

特定個人情報の目的外利用（区の内部で利用すること）について制限します。

### ② 特定個人情報の外部提供の制限

特定個人情報の外部提供（区以外の組織に提供すること）について制限します。

### ③ 情報提供等記録の利用停止請求の制限

特定個人情報の内、情報提供等記録（番号法に基づき新設される情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録）の利用停止請求を認めない旨規定します。